

# えいせい

NO. 19 2010年11月2日発行  
 発行責任者 森越 初美  
 TEL 03-5320-7412(直)  
 内線 63-210  
 FAX 03-3349-1502  
 Eメール info@eiseikyoku-shibu.com  
 URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

## 衛生局支部ストライキ批准投票率

# 79.49%

### 組合員の総団結で

### 確定闘争を闘いぬこう！

都労連・都庁職は今期確定闘争を組合員の総団結で闘い抜き、諸要求の前進を図る決意です。

11月12日(金)始業時から1時間のストライキを構え、組合員の賃金を初めとした労働条件・福祉関連要求などの解決を目指します。

「えいせい」で、この間の都労連専門委員会交渉での項目整理したものを掲載していますが、「都側の主張」と「都労連の主張」がまったくかみ合っていない項目が多々あります。

切実な要求実現のため組合員一致団結し、闘いましょう。

組合員数 (A)	2,657名
投票総数 (B)	2,234名
賛成数 (C)	2,112名
反対数	72名
無効・白票	44名
投票率 (B/A)	84.08%
賛成率 (C/B)	94.54%
批准率(C/A)	79.49%

都労連専門委員会交渉 (2010. 10. 13) での項目整理

項 目	都 側 の 主 張	都 労 連 の 主 張
特別給 成績率 人委勧告関連 引き続き協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 一般職員の成績率については、職員のモラルアップや組織の活性化を図る観点から、平成19年度に見直しを図ったところであるが、より効果的な制度とするためには現行制度の更なる拡充が必要であると考えている。</li> <li>☆ 本年の人事委員会勧告を踏まえ、適用対象や業績反映の度合いの拡大を行う必要がある。</li> <li>☆ 成績率適用対象については、他の職種との均衡の観点から、主幹教諭等への適用について今後協議を進めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 成績率の前提になっているのは、業績評価であるが、その公平性・透明性・納得性が確保されない中、不信や不満があるのが現状である。成績率で、職員のモラルアップ・組織の活性化を図れているとは到底思えない。</li> <li>☆ 成績率に関わる現行制度については、平成19年度に改正されたばかりであり、「拡大ありき」ではなく、現行制度の問題点を労使で検証するのが先である。</li> </ul>
調整額 人委勧告関連 都労連要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 現業調整額について、平成20年度の交渉において、業務職給料表の見直しにあわせた調整額の改定を見送り、一定の対応をしたところである。</li> <li>☆ 調整額全区分について、人事委員会勧告による給与改定率を踏まえた改定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 現業調整額については、現行ルールに基づき改善すると共に、支給範囲の拡大を行うこと。</li> </ul>

えいせい

都労連専門委員会交渉(2010. 10. 13)での項目整理

項 目	都 側 の 主 張	都 労 連 の 主 張
地域手当 人委勧告関連 引き続き協議 都労連要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 都における地域手当は、平成18年度の人事委員会勧告に基づき、国との制度的均衡を図りつつ、都の実情に沿って、区部・多摩地域の支給割合を、本年度までに段階的に18%まで引き上げ、給料月額との配分変更を行っていくこととした。</li> <li>☆ 各年度の支給割合については、給料表と同様に人事委員会の勧告事項と認識している。</li> <li>☆ また、地域手当と給料月額の配分変更に伴い、その影響を受ける都外・島しょ公署への異動職員についても一定の配慮を行うこととしたところである。</li> <li>☆ 地域手当の本給繰入れについては、様々な影響が想定されるため、取り入れられない考え方である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 都においては、島しょ・都外を含む広範囲に勤務地を持っている実情を踏まえ、地域手当を本給に繰入れるべきであり、国に準じた取扱いには道理がないことは明白である。</li> <li>☆ 地域手当の引上げは、単なる本給との配分の問題ではなく、基本賃金の引下げの性質を有するものである。</li> <li>☆ さらに本給水準の引下げと地域手当の引上げは、島しょ勤務職員の賃金水準を一層引き下げ、逆転現象が生じ、大きな矛盾となっている。島しょの物価・生活条件を考えれば、人材確保がさらに困難となり、反対である。</li> <li>☆ 即刻、矛盾の解消を講じるべきである。</li> </ul>
宿日直手当 人委勧告関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 人事委員会勧告による給与改定を踏まえ、見直しを行う。</li> <li>☆ 年始に係る特殊勤務手当の見直し内容を踏まえ、年始加算について見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 都の場合、民間の給与水準が公務を上回っているはずであり、恣意的なマイナス較差を根拠とした手当引下げと特勤手当改定を理由とした年始加算見直しは反対である。</li> </ul>
住居手当等 人委勧告関連 引き続き協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 人事委員会勧告を踏まえ、取扱いについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 扶養手当と趣旨、支給要件が重複していることから、住居手当の加算の位置付けが不明確であるとして、扶養親族を有する職員の加算を廃止し手当額を減額することは、東京の住宅事情を全く無視した改悪である。</li> </ul>
扶養手当 人委勧告関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 人事委員会勧告を踏まえ、取扱いについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 扶養親族を有する職員に対する住居手当額の加算を廃止し、併給に関係ない「第3子以降の扶養手当」を上乗せすることは言語道断である。</li> </ul>

都労連・都庁職 2010 年秋季行動日程表

11月2日(火) 18:00 第2庁舎 32階大会議室  
都庁職 10 賃金確定闘争・諸要求実現決起集会  
19:00 都庁職対総務局要請行動  
19:00 都庁職現評要請行動  
11月4日(木) 7:50 都労連早朝宣伝行動・昼休みステッカー闘争  
  
**11月5日(金) 16:00 都労連第4波総決起集会**  
**第2庁舎1階前**  
**11月11日(木) 都労連第5波総決起集会**  
**11月12日(金) 始業時から1時間ストライキ(予定)**

衛生局支部日程表

11月3日(水) 9:30 明治大学 (JR 御茶ノ水駅下車)  
変えようのちと暮らしを守る東京へ  
(東京地方自治研集会)  
11月13日(土) 11:00 東京9条まつり  
大田区産業プラザ P10 (京急蒲田駅) 徒歩4分  
**11月26日(金) 13:30 衛生局支部大会**  
**(都庁第2庁舎 32F)**  
11月28日(日) 10:00 衛生局支部ハイキング  
西武遊園地駅集合(西武多摩湖線)  
多摩湖からかたくり(村山温泉)の湯へ